

正誤表

「実務で役立つ 海外税務ケース・スタディ」（平成26年5月10日発行）に下記の誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

● 75 頁 下から2行目

誤	正
…通りである（中国所法2、中国所法実施条例8）。	…通りである（中国所法2・ <u>3</u> 、中国所法実施条例8、 <u>財税[2000]125号</u> 、 <u>財税[2008]132号</u> ）。

● 76 頁 上部の表中

誤（下線及び太枠内）		
所得の種類	適用税率	課税所得
給与所得	超過累進税率（3%～45%）	収入月額－3,500元（外国籍の場合4,800元）
請負・借受経営所得	超過累進税率（5%～35%）	
役務報酬所得	超過累進税率（20%～40%）	収入が4,000元未満 ：4,000元－800元 収入が4,000元以上 ：収入×（1－20%）
原稿料所得	20%（税額の30%が免税）	
使用料所得	<u>原則</u> 20%	
財産賃貸料所得	<u>20%</u>	
個人生産・経営所得	超過累進税率（5%～35%）	収入－経費
財産譲渡所得	20%	
利子・配当所得	20%	
一時所得	20%	

正（下線及び太枠内）

所得の種類	適用税率	課税所得	控除額（注3）
給与所得	超過累進税率 （3%～45%）	月額収入－3,500 元（外国籍の場合 合 4,800 元）	0～13,505 元
請負・借受経営所得	超過累進税率 （5%～35%）	年度収入－3,500 元（外国籍の場合 合 4,800 元）×月数	0～14,750 元
役務報酬所得	超過累進税率 （20%～40%）	毎回収入（注2）が 4,000 元 未満：4,000 元－800 元	
原稿料所得	20% （税額の 30%が免税）	毎回収入（注2）が 4,000 元 以上：毎回収入×（1－20%）	
使用料所得	<u>20%</u>		
財産賃貸料所得	<u>10%</u>		
個人生産・経営所得	超過累進税率 （5%～35%）	年度収入－関連経費	
財産譲渡所得	20%	譲渡収入－取得価額－関連経費	
利子・配当所得	20% <u>（注1）</u>	毎回収入	
一時所得	20%		

注1：預金利子非課税。

注2：財産賃貸料所得の毎回収入＝毎月家賃収入－賃貸に伴う間接税等－修繕費（800 元を上限とする）。

注3：控除額のある所得税額の算式：課税所得×適用税率－控除額。

● 81 頁 表中

誤	正
1 年以上 5 年未満（非永住者）	1 年以上 5 年 <u>以下</u> （非永住者）

● 169 頁 表中

誤	正
取締役報酬	<u>その他の資産</u>

● 187 頁 上から 2 行目

誤	正
・住居費(会社が居住費を全額負担する場合、 …	・住居費(会社所有の建物に従業員が無償で <u>住んだ場合</u> 、…

● 193 頁 上から 7 行目

誤	正
② 商品の輸入	② 商品の輸入 <u>又はサービスの輸入</u>

● 322 頁 下から 17 行目

誤	正
…外国契約者税が徴収され、翌月 10 日まで に…	…外国契約者税が徴収され、 <u>その徴収の日か ら 10 日以内</u> に…